

遺族年金を考える ―遺族厚生年金の年齢要件に係る男女差― Considering Survivor's Pension – Gender Differences in Age Requirements for Survivors' Welfare Pension –

中尾 友紀
Yuki Nakao

はじめに

2024年7月3日に今年の財政検証結果が公表され、いよいよ年金制度改正に向けた審議が本格化している。同月30日には遺族年金について、「20代から50代に死別した子のない配偶者に対する遺族厚生年金を、配偶者の死亡といった生活状況の激変に際し、生活を再建することを目的とする5年間の有期給付と位置付け、年齢要件に係る男女差を解消することを検討する」、また、これに伴う配慮措置として、「現行制度の離婚分割を参考に、死亡者との婚姻期間中の厚年間に係る標準報酬等を分割する死亡時分割（仮称）の創設を検討する」ことが示された（厚生労働省年金局2024：2、7）。つまり、将来的には、稼働年齢にある遺族配偶者に無期で遺族厚生年金が支給されるのは、男女共に18歳未満の子がいる場合に限っていくことが示されたといえる。

現行の遺族厚生年金には、性別で異なる年齢要件がある。具体的には、夫には、妻死亡時に55歳以上の場合に、18歳未満の子がいれば即時、いなければ60歳から支給される。他方で、妻には、年齢にかかわらず18歳未満の子がいれば即時に無期で支給されるが、いなければ、夫死亡時に30歳未満の場合に、即時に5年間の有期、30歳以上の場合に即時に無期で支給される。支給には優先順位があり、18歳未満の子がいる配偶者、18歳未満の子、18歳未満の子がいない配偶者、父母等の順で、順位が高い人に支給されれば低い人には支給されない。したがって、18歳未満の子がいる場合は、母子家庭には母に支給され、父子家庭には子に支給されるため、事実上男女差はないと解される。また、子の加算はないため、母に支給される母子家庭で子の加算分が増額になることもない。裏を返せば、18歳未満の子がいなくても即時に無期で支給される30歳以上の女性は、18歳未満の子がいなければ一切支給されない60歳未満の男性に比べて著しく有利である。つまり、遺族厚生年金の年齢要件にある男女差は、18歳未満の子がいない場合により顕著となる。厚生労働省年金局が解消を目指したい「年齢要件に係る男女差」とは、このような男女差のことである。

夫死亡時に18歳未満の子がいない妻に、年齢にかかわらず即時に遺族厚生年金を支給してきたのは、「主たる生計維持者を夫と捉え、夫と死別した妻が就労し生計を立てることが困難であり、世帯の稼働能力が喪失した状態が将来にわたり続くことが見込まれるといった社会経済状況」があったためであるという（厚生労働省年金局2024：2）。しかし、社会経済状況は、「女性の就業の進展、共働き世帯の増加等」へと変化し、それに「制度上の男女差を解消していく観点」が加わり（厚生労働省年金局2024：2）、それを改正するのに、まさに機は熟したというのが現在ということなのであろう。

ところで、上記では、遺族厚生年金の「年齢要件に係る男女差」は、従来の社会保障のあり方として自明の理であったかのように説明されている。しかし、果たしてそうなのであろうか。本稿では、それがいつ、どのような理由で生じたものなのか、歴史を遡り、その経緯を説明していきたい。なお、本稿は、2023年9月に開催されたRIWAC第1回研究会の報告を改めて書き起こしたものである。ただし、その一部は、中尾友紀・中尾ゼミ「遺族厚生年金の支給要件にある男女差」として、すでに『週刊社会保障』78(3257)、pp.48-53(法研、2024年)に掲載されていることを予めお断りしておきたい。

1 遺族年金の受給者

はじめに、2020年に厚生労働省年金局が実施した『年金制度基礎調査(遺族年金受給者実態調査)』によって、遺族年金受給者の実態を把握したい。

遺族年金受給者を性別に見ると、女性が98.1%を占めている(厚生労働省年金局2021a)。また、被保険者との続柄別に見ると、妻が97.4%を占めており(厚生労働省年金局2021a)、遺族年金受給者は、ほぼ妻としての女性である。年齢階級別に見ると、60歳以上の人が70.0%を占めており、受給者の平均年齢は79.9歳である(厚生労働省年金局2021b)。したがって、遺族年金は、基本的には高齢女性に対する所得保障として機能していることがわかる。ただし、被保険者死亡時の受給者の年齢を見ると、65歳未満が38.8%を占めている(厚生労働省年金局2021d)。とはいえ、50歳未満は11.1%と少なく(厚生労働省年金局2021d)、稼働年齢にある人がおよそ4割を占めるとはいえ、その年齢は比較的高い。

そこで、被保険者の死亡前における受給者の就業状況を見ると、最も多いのは「仕事なし」で61.9%である(厚生労働省年金局2021e)。他方で、65歳未満の受給者の就業状況を見ると、「仕事あり」が80.5%である(厚生労働省年金局2021e)。ここからは、死亡前に「仕事なし」であった人が、配偶者の死亡によって「仕事あり」となっていることが読み取れる。ただし、その内訳を見ると、「常勤の会社員・公務員等」も「臨時・パート等」も共に37.8%で、「臨時・パート等」の占める割合が比較的高い。また、それは年齢が上がるに連れて高くなっている(厚生労働省年金局2021c)。

参考までに、18歳未満の子がいる場合に支給される遺族基礎年金に着目すると、その受給者が、遺族年金受給者全体に占める割合は1.3%とかなり低い(厚生労働省年金局2021a)。特に遺族基礎年金のみの受給者ではさらに低くなり、0.4%である(厚生労働省年金局2021a)。遺族基礎年金のみの受給者を性別に見ると、男性は43.9%、女性は56.1%である(厚生労働省年金局2021a)。また、年齢階級別に見ると、最も多いのは40歳代で54.8%(夫52.7%、妻56.5%)、次いで多いのは50歳代で30.2%(夫33.1%、妻28.0%)であり、必然ではあるが、60歳未満の人が99.0%を占めている(厚生労働省年金局2021b)。男女差は小さく、ほぼ稼働年齢にあり、受給者全体の実態とはかなり異なっている。

このような実態からもまた、遺族厚生年金における「年齢要件に係る男女差」の解消をめぐっては、特に被保険者死亡時に18歳未満の子がいない稼働年齢にある女性の、高齢期を含めた所得保障が課題となる。

2 遺族年金の目的と性格

そもそも遺族年金は、何を目的としたものなのであろうか。厚生労働省は、遺族基礎年金の目的について、「主たる生計維持者である国民年金の被保険者が死亡した場合に、子を抱えている配偶者や自らの生計を維持することができない子に対し、生活の安定を図ること」と説明している（厚生労働省年金局 2023：4）。また、遺族厚生年金の目的について、「主たる生計維持者である厚生年金の被保険者等が死亡した場合に、その遺族に対し、従前の生活を保障すること」と説明している（厚生労働省年金局 2023：5）。つまり、この2つの目的は異なり、遺族基礎年金は、子がいる配偶者と子の生活の安定、遺族厚生年金は、遺族の従前の生活保障である。

ところで、欧米5か国の遺族年金を調査研究した百瀬によれば、遺族年金の性格は4つに整理できるという。すなわち、性格①は、「遺族の生活変化に対する一時的支援」である。「遺族には一時的な金銭的支出が生じるだけでなく、（再）就職や転職に向けた活動を始めとして、生活の立て直しを図るための準備期間が必要になることが多い」ためである（百瀬 2022：3）。

性格②は、「現役期遺族や遺児に対する中長期的な所得保障」である。「遺族は、死亡した者が生存していれば期待できた収入を失う」が、「未成年の子がいる場合には、養育費がかかること、遺族配偶者の就労が相対的に難しいこと」、「子がいない場合でも、遺族配偶者が中高年齢で」「就労が困難と見なされるケース」があるためである（百瀬 2022：3）。

性格③は、「高齢遺族に対する老齢年金の代替・補足」である。「高齢期に配偶者を亡くした遺族の場合、それまでの就労状況等を反映して、老齢年金を受給できない、あるいは、老齢年金額が低くなることもある」、「また、現役期に配偶者を亡くした場合でも、その後に十分な拠出記録を積み上げられないこともあり得る」ためである（百瀬 2022：3-4）。

性格④は、「死亡した者が獲得した年金受給権の遺族への継承」である。「遺産相続的な観点」として、あるいは、「死亡した被保険者の保険料拠出に貢献したことの対価として、被保険者の受給していた（受給するはずであった）年金の一部を遺族に支給する」ためである（百瀬 2022：3-4）。

これらを踏まえると、日本の現行の遺族年金では、遺族基礎年金は性格②、遺族厚生年金は、子がいる妻や子に対しては性格②、また、子がいない30歳未満の妻に対しては性格①、そして、子の有無にかかわらず30歳以上の妻に対しては性格③として機能しているといえる（百瀬 2022：4）。やはりここでも、日本の遺族年金が、とくに子及び妻が遺族である場合に機能するものとなっていることが読み取れる。

3 遺族年金の「年齢要件に係る男女差」はいつ、どのような理由で生じたのか

では、遺族厚生年金の「年齢要件に係る男女差」はいつ、どのような理由で生じたのか。次に、歴史を遡って確認していきたい。なお、この第3節及びおわりには、中尾・中尾ゼミ（2024）を要約し、改めて本稿の主旨に沿って書き改めたものとなっている。そのため、もし関心があれば、中尾・中尾ゼミ（2024）の方を参照して頂きたい。

3-1 1948年改正時の寡婦・鰥夫・遺児年金

歴史的に見ると、実際に日本で遺族に対して年金が支給され始めるのは、厚生年金保険の1948年改正で、寡婦・鰥夫・遺児年金が創設されて以降のことである。当時の遺族年金は、資格期間20年以上を要件としたのに対して、この3つの年金は、資格期間6か月以上で支給するものとして創設されたためである。

このうち、寡婦年金は、夫死亡時に50歳以上の寡婦（妻）と、16歳未満の子または障害のために労働能力がない子がいる寡婦に支給される年金であった（厚生年金保険法第26条ノ6）。また、鰥夫年金は、妻死亡時に55歳以上の鰥夫（夫）に支給される年金であった（厚生年金保険法第26条ノ6）。子等がない場合の妻50歳以上と、夫55歳以上という年齢制限は、女性及び男性の養老年金の支給開始年齢であった。

寡婦・鰥夫年金は、女性には、子等の世話をしていれば年齢制限なしで支給されたが、男性には、子等がいたとしても、その世話によって稼働能力を喪失することは想定されておらず、原則として老齢または障害のために稼働能力を喪失していないと支給されなかった。したがって、1948年改正時の寡婦・鰥夫年金は、あくまでも子等の世話は女性の役割で、女性のみ、それを担っている場合に稼働能力を喪失しているとみなされたことについて男女差があった。

3-2 1954年改正時の遺族年金：妻の年齢制限及び若年停止規定

厚生年金保険は、1954年改正で、戦後の応急措置として機能させた上記3つの年金を統合し、改めて遺族年金を創設した。その新たな遺族年金は、資格期間6か月以上の被保険者等が死亡した時に、その配偶者、子、父母等に支給するものであった（厚生年金保険法第58条及び59条）。

特に、配偶者への支給要件について確認すると、夫は、妻死亡時に60歳以上か、夫本人に障害があること、妻は、夫死亡時に40歳以上か、18歳未満の子または障害がある子と生計を同じくしているか、妻本人に障害があることとなっていた（同法第59条）。加えて、妻への支給は、子等と生計を同じくしていなければ、55歳まで停止されることとなっていた（同法第65条）。

1954年改正では、年齢制限が、男性は55歳から60歳に5歳引き上がった。他方で、女性は50歳から40歳に10歳引き下がると共に、子等の世話がなし、40歳以上の女性への支給が、55歳まで停止されることとなった。これによって、寡婦年金では保障されなかった、子等の世話がなし40歳以上の女性の老齢期の所得保障が充実することとなった。

改正当時、厚生年金保険課長であった松田盛進は、子等の世話がなし女性への支給に若年停止を規定した理由について、「五十五歳未満の人は総て働く、これは健全な国民を作るというのが基本的な考え方」であると説明していた（松田1954：6）。また、国会では、保険局長であった久下勝次が、「結婚をしないで職場にある婦人」に、「原則通り五十五歳にならなければ年金の支給はいたさない」のは、それまでは「働いて頂くという考え」であり、「たまたま結婚をいたしまして被扶養者である子供を持っていないような婦人」にも、「やはり同様の考え方を取るのが公平の原則から言って適当」であると答弁していた（参議院1954：6）。つまり、子等の世話という役割がなければ、女性も男性と

同様に、稼働能力の活用が求められていたといえる。

1954年改正時の遺族年金の「年齢要件に係る男女差」は、子等の世話がなない女性の老齢期の所得保障を充実させた分だけ、従来の寡婦・鰥夫年金よりも拡大した。

3-3 1965年改正時の遺族年金：妻の年齢制限及び若年停止規定の廃止

続く1965年改正では、妻への遺族年金の支給要件であった、夫死亡時に40歳以上で、子等の世話がなければ55歳まで支給停止するとした年齢制限及び若年停止規定が廃止された。つまり、遺族年金の「年齢要件に係る男女差」は、この1965年改正でさらに拡大されていた。そこでここでは、その改正の経緯と規定廃止の理由を確認したい。

3-3-1 1965年改正における遺族年金の検討の経緯

1965年改正は、厚生年金基金が創設され、「一万円年金」が実現した改正である。当時、厚生省年金局長であった山本正淑によれば、同改正では、分立が進んで崩壊の危機にあった「厚生年金を公的年金の中核に置く」ことが企図されていた（山本1986：14）。

妻の年齢制限及び若年停止規定の廃止は、1964年1月に、大蔵省との折衝を終えた厚生省が示した妥結事項において初めて示され（曾根田1966：63）、その後、厚生省作成の政府原案「厚生年金保険法改正案要綱」において公表されていた。つまり、廃止を提案したのは、社会保険審議会でも社会保障制度審議会でもなく、厚生省であった。

そのため、同要綱を諮問された社会保険審議会は、答申によって事業主側、公益側が反対意見を表明した。すなわち、事業主側は、「一挙に諸制限を撤廃したことは行き過ぎの感があるので、適当の制限を付する必要がある」（曾根田1966：73）、また、公益側は、「支給制限条件を一挙に撤廃することは、現段階では行き過ぎである。少なくとも妻自身が被保険者である間は、停止ないし減額を行うべき」であるというのが、各反対意見であった（曾根田1966：75）。事業主側も公益側も共に、稼働能力の有無とは無関係に、一律に、妻に対して遺族厚生年金を支給することには反対であった。

しかし、同年4月に国会に提案された「厚生年金保険法の一部を改正する法律案要綱」でも、遺族年金における妻の年齢制限及び若年停止規定の廃止は規定され、原案通り可決された。

当時、社会保険審議会厚生年金保険部会の会長であった今井一男は、「社会保障は、いるときに困る人に与えるもの」だとして、厚生年金保険の遺族年金に、恩給における公務扶助料の「損害賠償的な要素」が受け継がれたままに、「夫を財産権と考え」、「働く能力のある場合も無条件にもらえる」ようにしたのは、「社会保障の考え方からいえば逆行」であると、「非常に大反対」をした（今井1964：21）。その口調は、「厚生省が、客引きのために事をさかさまに返したのは、言語道断と言っていいくらい、けしからん」と激しかった（今井1964：21-22）。

3-3-2 妻の年齢制限及び若年停止規定廃止の理由

妻の年齢制限及び若年停止規定の廃止について、厚生省は、「形式的には他の被用者年金制度における妻の取扱いに合わせた」ものであるが、「受給資格期間の相違（厚生年金の六月に対し、共済組合では職務外死亡の場合は十年以上の資格期間を要する）を考慮す

れば、実質的には極めて重要な改正であり、多大の恩恵を被用者の妻に齎すこととなった」と述べていた（曾根田 1966：63）。

では、厚生省が率先してこの規定を廃止した理由は何であったのだろうか。山本は後に、1965年の「改正に関連して、この際年金の受給者を増やすような方式を考えようではないか」と提案し、「子なしの四十歳未満の未亡人にも五、〇〇〇円という最低保障の遺族年金を出そうではないか、そうすれば相当、年金の受給者が増えるであろう」と考えたと同様（曾根田・山本・中野 1988：166-167）。他方で、1965年改正で創設された在職老齢年金でも同様に、「年金受給者を基本的に増やしていきたいという、政策的な意図が強くあったということに尽きる」と回顧されていた（幸田・長尾・田村・青柳 2011：52）。したがって、遺族厚生年金において妻の年齢制限及び若年停止規定を廃止した理由は、「相当、年金の受給者が増えるであろう」との山本の回顧に見るように、特に厚生年金保険において成熟化を進めたいという政策的意図が強く働いたためであったといえる。

翻って、遺族厚生年金に「年齢要件に係る男女差」があるのは、その創設当初から「主たる生計維持者を夫と捉え、夫と死別した妻が就労し生計を立てることが困難であり、世帯の稼働能力が喪失した状態が将来にわたり続くことが見込まれるといった社会経済状況」があったためであるとはいえない。あえて指摘するならば、成熟化を進めるために、子等の世話をしない妻にも遺族厚生年金を支給したために、むしろ逆に、なおさら「妻が就労し生計を立てることが困難」となっていった可能性が少なからずあるのではないだろうか。

4 近年の遺族年金改正における方向性

最後に、近年の遺族年金の改正を確認したい。2004年改正では、生き方・働き方の多様性に対応した制度とする改正の一部として、遺族年金の見直しが実施された。ここでは、夫死亡時に30歳未満で子がいない妻の遺族厚生年金は5年間の有期給付となった。この改正によって、遺族配偶者に対する所得保障を目的とする給付を、労働市場の動向を見ながら随時有期化していく方向性が切り開かれた。

他方で、2012年改正では、財政基盤及び最低保障機能の強化等のための改正の一部として、遺族基礎年金の支給対象を父子家庭に拡大した。この改正によって、子の養育に関連する給付には合理性があることが示された。したがって、今後は、子の養育に関連する給付は存続させ、充実させていく一方で、子等の世話で稼働能力を喪失していない人に対する給付は、有期化していく方向で改正が検討されることが見込まれる。

2015年改正に向けた2014年の財政検証時の社会保障審議会年金部会では、「男性も女性もともに生計を維持する役割を果たしているという考え方のもと、制度上の男女差はなくし、若い時代に養育する子がいない家庭については、遺族給付を有期化もしくは廃止するというのが、共働きが一般化することを前提とした将来的な制度の有り様」だと指摘された（社会保障審議会年金部会 2015：23）。ただし、当時の年金部会は、「実態を踏まえて現実はどう改革を展開していくか」は、「時間をかけて基本的な考え方の整理から行っていくのが良い」ことを確認するにとどまった（社会保障審議会年金部会 2015：24）。

今後、検討が進むであろう、遺族厚生年金の「年齢要件に係る男女差」解消の、第一の

方向性は、性格①を重視して、子がいない場合の現役期の遺族厚生年金を有期給付とすることである。この場合、男性は従来に比べて所得保障が充実することとなる。また、第二の方向性は、性格②及び性格③を重視して、中高齢期の一定年齢以上の人に対しては無期給付とするが、その年齢制限を段階的に男女で揃えていくことである。この場合、一定年齢以上の年齢制限を何歳とするかの決定に困難が伴うこととなる。

おわりに

厚生年金保険の遺族年金は、当初、原則として女性も男性も稼働能力を喪失していることを要件に支給されるものとして創設された。ただし、女性のみ、子等の世話をする 것도、稼働能力の喪失と見なされ、そこには男女差が存在した。

しかし、「厚生年金に魅力を持たせ」、「厚生年金を公的年金の中核に置く」ことを企図して成熟化を進めた1965年改正によって、妻への遺族年金の年齢制限及び若年停止規定が廃止され、この「客引きのために」結果として「男性が主たる家計の担い手であるという考え方」が強化されてしまった。

実は、1980年改正で厚生省は、「年金による生活保障の必要性が高いと思われる子供のある寡婦及び高齢の寡婦に重点を置いた改善を図る」として、寡婦加算額の引き上げと共に、就労の可能性が高い「子供のない四十歳未満の妻」について、「年金の支給対象としない」ことを提案していた（衆議院1980a：999）。

これに対して社会保険審議会による答申では、「不支給とするのはやむを得ない」、「一律に不支給とする場合に生じる問題につき配慮を加えるべきである」、「なお多くの議論を要するにもかかわらず唐突に不支給とするのは問題である」と意見が分かれた（厚生省年金局・社会保険庁運営部1993：229）。しかし、国会では強硬な反対が相次ぎ、自由民主党、日本社会党、公明党・国民会議、民社党・国民連合から修正案が提案され、子がいない40歳未満の妻を遺族厚生年金の支給対象としない案は実現されなかった（衆議院1980b：35）。この国会審議から40年以上が経った現在、ようやく再び遺族厚生年金の「年齢要件に係る男女差」の解消を図るための改正案が示されたところである。今回の改正では、男女平等の観点から、男性にも子の世話が稼働能力の喪失であることを認めた上で、遺族厚生年金の支給は、原則として女性も男性も稼働能力を喪失していることを要件とした創設時の規定に、そろそろ戻して良いのではないだろうか。

文献

今井一男（1964）「社会保障の現状とその将来」『共済新報』5（5）、16-26。

幸田正孝・長尾立子・田村正雄・青柳親房（2011）「連載座談会国民皆年金半世紀 第2部（上）」『週刊社会保障』2631、48-53。

厚生労働省（2022）「遺族年金」（https://www.mhlw.go.jp/stf/nenkin_shikumi_013.html 2024.09.04）

厚生省年金局・社会保険庁運営部（1993）『厚生年金保険五十年史』法研。

厚生労働省年金局（2021a）「第1表 性別・受給者の年齢階級別 受給者数/受給者割合」『年金制度基礎調査（遺族年金受給者実態調査）』。

厚生労働省年金局（2021b）「第2表 受給者の年齢階級別・被保険者との続柄別 受給

- 者数 / 受給者割合」『年金制度基礎調査（遺族年金受給者実態調査）』。
- 厚生労働省年金局（2021c）「第5表 受給者の年齢階級別・就業状況別 受給者数 / 受給者割合」『年金制度基礎調査（遺族年金受給者実態調査）』。
- 厚生労働省年金局（2021d）「第10表 受給者の年齢階級別・被保険者の死亡時における受給者の年齢階級別 受給者数 / 受給者割合」『年金制度基礎調査（遺族年金受給者実態調査）』。
- 厚生労働省年金局（2021e）「第12表 被保険者の死亡前における受給者の就業状況別・受給者の現在の就業状況別 受給者数 / 受給者割合」『年金制度基礎調査（遺族年金受給者実態調査）』。
- 厚生労働省年金局（2023）「遺族年金制度」（第6回年金部会 2023年7月28日資料1）。
- 厚生労働省年金局（2024）「遺族年金制度等の見直しについて」（第17回年金部会 2024年7月30日資料4）。
- 参議院（1954）「厚生委員会会議録第三十五号 昭和二十九年五月六日」。
- 衆議院（1980a）「昭和五十五年四月八日 衆議院会議録第十六号」。
- 衆議院（1980b）「第一類第七号 社会労働委員会会議録第二号 昭和五十五年十月十六日」。
- 曾根田郁夫（1966）「第一章 厚生年金保険改正法成立に至るまでの経緯」山本正淑・船後正道『厚生年金保険法精解』財務出版、23-108。
- 曾根田郁夫・山本正淑・中野徹雄（1988）「厚生年金基金制度の誕生」『厚生年金保険制度回顧録』厚生団、147-189。
- 中尾友紀・中尾ゼミ（2024）「遺族厚生年金の支給要件にある男女差」『週刊社会保障』78（3257）、pp.48-53。
- 社会保障審議会年金部会（2015）「社会保障年金部会における議論の整理」。
- 松田盛進（1954）「改正厚生年金保険法の解説」『週刊日労研資料』7（25）、6-7。
- 山本正淑（1986）「基金の20年を証明する①」『企業年金』5（4）、14-17。
- 百瀬優（2022）「遺族年金の性格と現行制度の問題」『年金と経済』41（3）、pp.3-9。
- （なかお ゆき 人間社会学部教授）